

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について (意見聴取事項・事前審議)

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 事業所

(1) サービスの概要

利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持または向上を目指すことにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。

利用者がその居宅において、又はサービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊することで、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けることにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(2) 指定申請案件

申請者	鎌倉市腰越1-2-1 社会福祉法人聖テレジア会 理事長 足立 徹也
事業所名称	聖ヨゼフ看護小規模多機能ホーム
事業所の所在地	横須賀市緑が丘28
サービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護
事業開始日	令和7年1月1日
登録定員	29人
利用定員	通いサービスの利用定員 18人 宿泊サービスの利用定員 9人
利用料	介護報酬の告示上の額
その他の利用料	交通費(通常の事業の実施地域外)実費 食費(朝450円、昼750円、おやつ90円、夕700円)
通常の事業の実施地域	本庁管内、田浦行政センター管内、逸見行政センター管内
協力医療機関	聖ヨゼフ病院、神奈川歯科大学附属病院

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

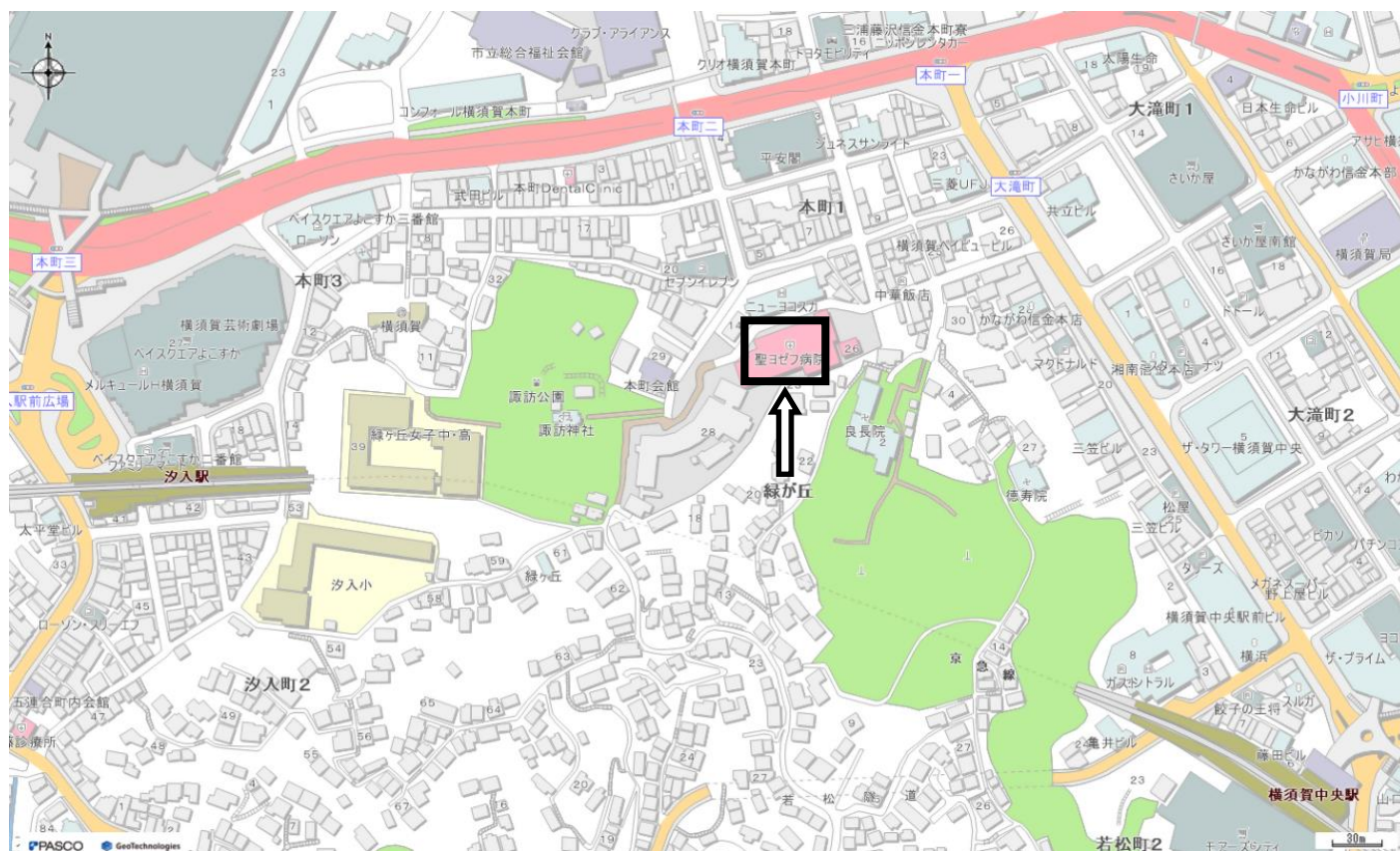
区 分		要 件	報告案件 (聖ヨゼフ看護小規模多機能ホーム)
人 員 基 準	事業の代表者	①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者。	当該事業所を運営する法人の役員として、介護事業の経営に携わった経験を有する。
		②「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師。	認知症対応型サービス事業開設者研修 令和6年10月修了
	管理者	事業所ごとに常勤専従で配置 (管理上支障がない場合は兼務が可能)	常勤兼務 ※当該事業所の介護支援専門員及び介護従業者との兼務
		①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として3年以上の認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者。	特別養護老人ホーム等にて高齢者介護に3年以上従事した経験を有する。
		②「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師。	認知症対応型サービス事業管理者研修 平成22年12月修了
	介護支援専門員	専従で配置 (利用者の処遇に支障がない場合は兼務可能)	常勤兼務 ・当該事業所の管理者及び介護従業者と兼務
		「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していること。	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 令和6年7月修了
	介護従業者	①日中の時間帯において、常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増やすごとに介護従業者を1以上配置する。 (例) 日中の時間帯を午前6時から午後9時までとし、常勤職員の勤務時間を8時間とした場合、通いサービスの利用者が15名のときは、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されることが必要	27人で必要な体制を確保 (常勤専従4人、常勤兼務7人、非常勤専従8人、非常勤兼務5人)
		②日中の時間帯において、常勤換算方法で訪問サービスの提供に当たる介護従業者を2以上配置する。	
		③日中の通いサービス及び訪問サービスの提供にあたる従業者のうち1以上の者は看護職員でなければならない。	
		④夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜勤職員を配置すること。(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。)	
		⑤夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の宿直職員を配置すること。(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。)	
		⑥介護従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。	常勤の看護師6人
		⑦介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師でなければならない。	常勤換算方法で8.9

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

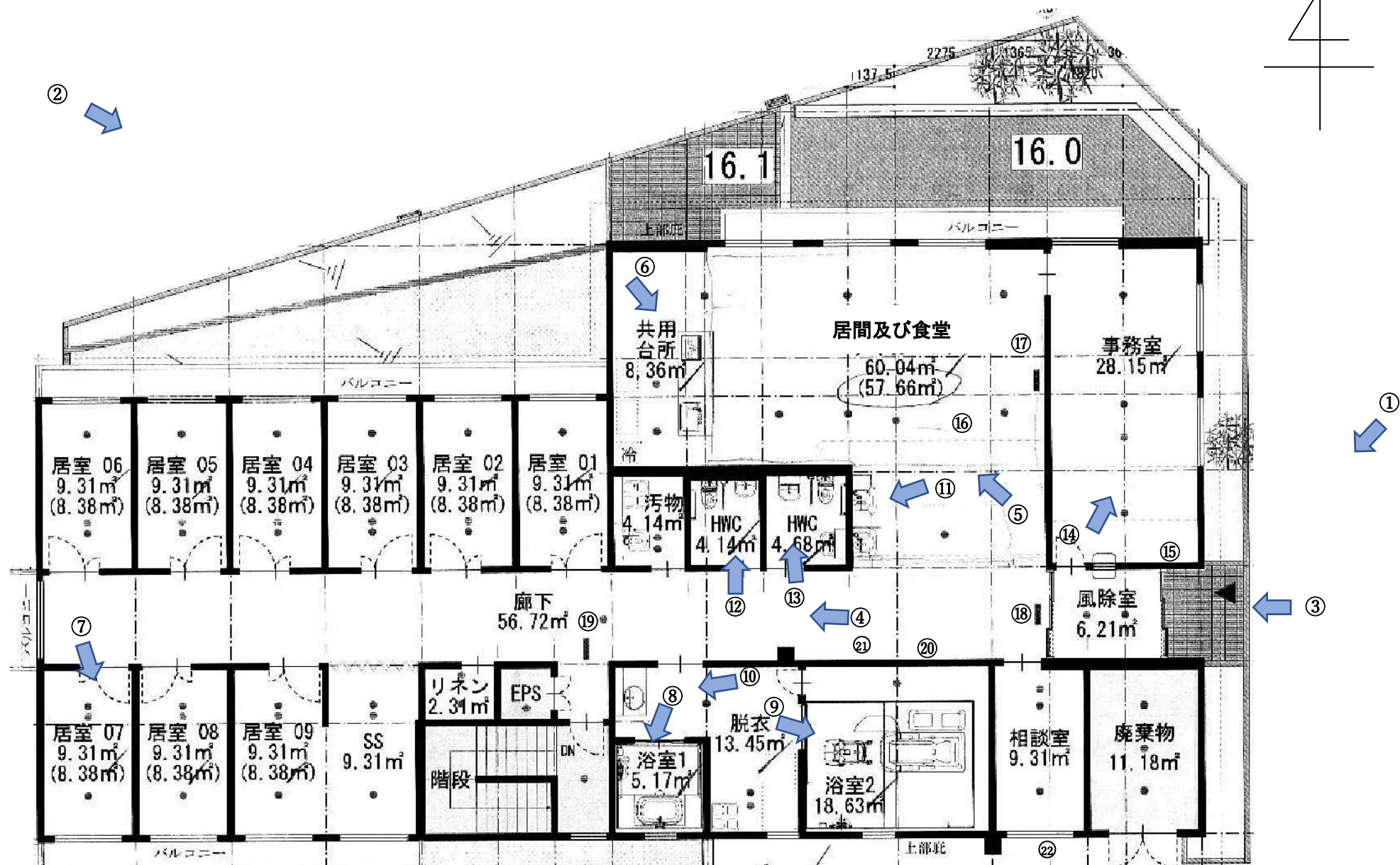
区 分		要 件	報告案件 (聖ヨゼフ看護小規模多機能ホーム)
設備基準	登録定員	29人以下	29人
	利用定員	通いサービス 登録定員の2分の1から15人まで。ただし、登録定員が26人又は27人の場合は16人、28人の場合は17人、29人の場合は18人。 宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで。	・通いサービス 18人 ・宿泊サービス 9人
	居間及び食堂	通い定員が15人以上の場合1人当たり3㎡以上。	60.04㎡
	宿泊室	①個室の定員は1名。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2名可能。	個室9室 最小の宿泊室面積は8.38㎡
		②個室の床面積は7.43㎡以上。	
		③個室以外の宿泊室を設ける場合、その床面積は、 (宿泊サービスの利用定員－個室の定員数)×7.43㎡以上	
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	誘導灯、スプリンクラー、火災通報装置、消火器

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第30号)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第31号)に適合します。

聖ヨゼフ看護小規模多機能ホーム 位置図



— ७ —



【現地写真】 聖ヨゼフ看護小規模多機能ホーム
(令和6年12月16日撮影)



① 外観1



② 外観2



③ 入口



④ 廊下



⑤ 居間及び食堂



⑥ 台所

【現地写真】 聖ヨゼフ看護小規模多機能ホーム
(令和6年12月16日撮影)



⑦ 宿泊室



⑧ 浴室1



⑨ 浴室2



⑩ 洗面所



⑪ 手洗い



⑫ トイレ1

【現地写真】 聖ヨゼフ看護小規模多機能ホーム
(令和6年12月16日撮影)



⑬ トイレ2



⑭ 事務室



⑮ 火災通報装置



⑯ スプリンクラー

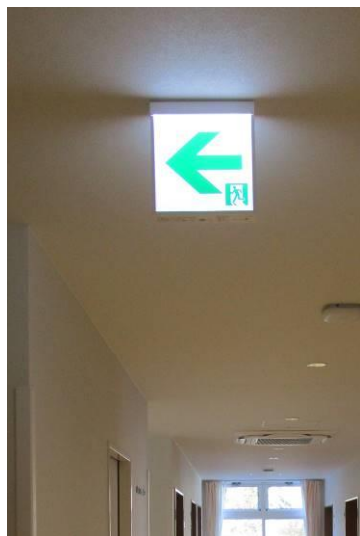


⑰ 誘導灯



⑱ 誘導灯

【現地写真】 聖ヨゼフ看護小規模多機能ホーム
(令和6年12月16日撮影)



①誘導灯



②火災報知器



③消火器



④消火器